



宍粟市社協の 苦情対応について ご紹介します

宍粟市社会福祉協議会では、社会福祉法第82条の規定により、社協が行う介護サービスや福祉サービスについて、利用者や住民の皆さまからの苦情に適切に対応するため、次のような体制を整備しています。

①苦情解決責任者・苦情受付担当者の設置

事務局長、事務局次長、支部長がお話をお聞きし、苦情解決にあたります。

	役 職	氏 名	電 話
苦情解決責任者	事務局長 (一宮支部長)	山本 正幸	72-8787
苦情受付担当者	事務局次長 (波賀支部長)	可藤 和成	75-3631
	山崎支部長	春名 章宏	62-5530
	千種支部長	春名 豊滋	76-3390

②第三者委員の設置

中立・公正な立場で苦情解決にあたっていただくために、次の4名の方に第三者委員をお願いしています。直接連絡をしていただき、苦情を申し立てていただくこともできます。(敬称略)

氏 名	住 所	電 話
下村 昭一郎	山崎町北魚町	62-7535
柴原 勝志	一宮町東市場	72-2322
中村 一日郎 かずひろ	波賀町有賀	75-2460
山木 守男	千種町下河野	76-2375

③宍粟市社協以外の相談窓口

社協に相談できない、したくないという方や、相談したが解決に至らなかった場合には、

兵庫県福祉サービス運営適正化委員会

神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内
電話 078-242-6868 FAX 078-271-1709
Eメール tekiseika@hyogo-wel.or.jp

にご相談ください。

また、介護サービスについては、**兵庫県国民健康保険団体連合会** (電話 078-332-5617) へ相談していただくこともできます。



会費は社協の 大切な活動財源!

一般会員会費 1,000円

8月は社協会費の納入月です



「だれもが安心して
暮らせる
ふくしのまちづくり」

のため、会費の納入に
ご協力をお願いします。

◎結婚相談

宍粟防災センター
9月6日・20日(木)
午後1時30分～4時

◎心配ごと相談
(法律専門相談)
宍粟防災センター
8月24日・31日(金)
9月7日・14日・21日(金)
午後1時30分～4時
※予約制となっています。
(山崎支部 62-5530)

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談はいつでも無料です。市内にお住まいの方が対象です。

総合相談所のお知らせ

暮らしの相談・お困りごとは社協へ!